

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録（平成29年2月定例会）

平成29年2月定例会

平成29年2月21日（火曜日）午後12時59分開会

長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 仮議席の指定
- 日程2 議長選挙について
- 日程3 議席の指定
- 日程4 会期について
- 日程5 会議録署名議員の指名について
- 日程6 経過等の報告事項について
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程9 平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程10 平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程11 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程12 議会運営委員の選任について
- 日程13 議会運営について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（26名）

1番	中山 正和 君	2番	西 日出海 君
3番	立石 隆教 君	4番	今井 泰照 君
5番	初手 安幸 君	6番	後城 一雄 君
7番	山上 広信 君	8番	西岡 克之 君
9番	黒岩 英雄 君	10番	渡辺 勝美 君
11番	朝長 隆洋 君	12番	三浦 直人 君
13番	土谷 勇二 君	14番	兵頭 栄 君
15番	高橋 勝幸 君	16番	山内 政夫 君
17番	城 幸太郎 君	18番	島田 和憲 君
19番	西田 京子 君	20番	本田 みえ 君
21番	橋之口 裕太 君	22番	久保 葉人 君
24番	後藤 昭彦 君	25番	山口 まさよし 君
26番	林 広文 君	27番	野口 達也 君

欠席議員（1名）

23番 北野 正徳 君

説明のために出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	田中 隆一 君
副広域連合長	一瀬 政太 君	事務局長	大串 昌之 君
企画監兼次長	庄野 幹雄 君	総務課長	平 智史 君
事業課長	藤山 誠治 君	保険管理課長	中村 浩樹 君
医療専門監	山崎 一美 君		

事務局職員出席者

書記 百田 翔 君

＝ 開会 午後12時59分 ＝

○副議長（西日出海君）

副議長の西でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

出席議員は、定足数に達しております。

これより、平成29年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事日程第1号により本日の会議を開きます。

日程1「仮議席の指定」について、各議員の仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程2「議長の選挙について」、これより、地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○副議長（西日出海君）

ご異議ないと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

お諮りします。指名につきましては、副議長が指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○副議長（西日出海君）

ご異議ないと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。議長に、長崎市の野口達也議員を指名いたします。ただいま指名いたしました野口達也議員を、議長の当選人に定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○副議長（西日出海君）

ご異議ないと認めます。

よって野口達也議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました野口達也議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。当選人の登壇をお願いします。

【野口達也君 登壇】

○議長（野口達也君）

皆さん、こんにちは。長崎市議会の野口達也でございます。

このたび、議員皆様方の温かいご推挙によりまして、県内21全市町からなる広域連合議会議長にご選出いただきましたことは、誠に身に余る光栄でございます。今後は、皆様方のお力添えを賜りながら、当議会の公平かつ円滑な運営に努めて参ります。

また、後期高齢者医療制度を巡る動向に十分留意しながら、今後とも、被保険者が安心して医療が受けられるよう、広域連合の円滑な運営に誠心・誠意、努力いたす所存でございます。

議員の皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

【野口達也君 降壇】

○副議長（西日出海君）

議長は、議長席にお着き願います。暫時休憩いたします。

＝ 休憩 午後1時03分 ＝

~~~~~

＝ 再開 午後1時04分 ＝

○議長（野口達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

お手元に配布いたしておりますとおり、本日の日程に議事日程第1号の1を追加したいと存じます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、議事日程第1号の1を本日の日程に追加することに決定いたしました。

日程3「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配布しております議席表のとおり指定をいたします。

日程4「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間とすることにいたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、日程につきましては、お手元に配布いたしました日程案のとおり、ご了承をお願いいたします。

日程5「会議録署名議員の指名について」は、3番 立石隆教 議員及び14番 兵頭栄 議員を指名いたします。

次に、例月出納検査報告につきましては、配布されております報告書のとおりであります。本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっております。連合長。

【田上富久君 登壇】

○広域連合長（田上富久君）

平成29年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、制度が発足した平成20年度から継続して実施されてきた保険料軽減特例措置につきましては、これまで全国の協議会を通じて、現行制度の維持、もしくは、やむを得ず見直す場合には、きめ細やかな激変緩和措置を講じるよう要望をしまいましたが、国におきましては、昨年12月22日の平成29年度予算案の閣議決定を踏まえ、平成

29年度から段階的に縮小・廃止することが決定されたところであります。

また、高額療養費の自己負担限度額や入院時生活療養費についても、平成29年度から段階的に引き上げられることが決定されており、被保険者の皆様にとって負担が増す見直しが実施されることとなります。

これらの見直しは、制度の持続性を高めるとともに、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担の観点から実施されるものであり、また、実施に当たっては、激変緩和も考慮され、低所得者に一定配慮した内容であることから、今回の見直しはやむを得ないものではないかと考えております。

本広域連合といたしましては、今後、被保険者の皆様のご理解を得ることが何よりも重要と考えており、国が行う広報と連携して、市町等と協力し、丁寧な周知・広報を行ってまいりたいと考えております。

本日は、この見直しに関連する条例案や予算案のほか、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算案などを提出させていただいております。

どうか、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

【田上富久君 降壇】

#### ○議長（野口達也君）

次に、日程6「経過等の報告事項について」、事務局の報告を求めます。総務課長。

#### ○総務課長（平智史君）

総務課長の平でございます。お手元にお配りしております経過等の報告事項と書いてありますピンクの表紙の冊子でご説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。前回開催の定例会（平成28年8月16日）以降における広域連合の主要な事項について経過等を報告いたします。

1、保険料軽減判定におけるシステム誤りについてでございます。

平成28年12月27日、厚生労働省から広域連合の標準システムの設定に誤りがあり、制度発足以来、一部の被保険者について保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたことが発表されました。

県内には、調査対象者が約4,700人おられ、現在国の対応方針に従い、修正賦課すべき対象者の選定作業を進めております。具体的作業としましては、2月に各関係者の所得調査を行い、3月に国から届く専用の計算ソフトで賦課計算のやり直しを実施いたします。

最終的に保険料に誤りがあった被保険者に対しましては、4月に市町において、説明・

お詫びのうえ、追加徴収又は還付等をお願いすることとなりますが、医療保険制度への信頼を損なわないよう、また還付金詐欺を誘発しないよう留意して対応してまいります。

2、国の医療制度改革の動向についてでございます。

平成28年12月22日に平成29年度政府予算案が閣議決定され、後期高齢者医療においては、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求めるなどの観点から、保険料軽減特例の見直し、高額療養費の見直し、入院時生活療養費の見直し等が実施されることが決定されました。

特に、保険料軽減特例の見直しについては、全国協議会を通じて継続の要望を行っていましたが、平成29年度から段階的に縮小・廃止されることが決定されております。

2ページをお開きください。

3、国に対する要望についてでございます。

平成28年11月17日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会（会長横尾佐賀県広域連合長）は、後期高齢者医療制度に関する厚生労働大臣あての要望事項を取りまとめ、古屋厚生労働副大臣に要望書を提出いたしました。

- (1) 保険料率改定に関すること。
- (2) 社会保障・税番号制度等に関すること。
- (3) 療養費の適正化に関すること。

以上の3項目でございます。要望書については、参考として5ページに掲載いたしております。

3ページをご覧ください。

4、懇話会の開催についてでございます。

平成28年12月2日、平成28年度第2回懇話会を開催いたしました。

この懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、関係者から広く意見を求めるため設置されているものです。

会議では、「一人当たりの医療費、介護費（65歳以上）が全国一高いという報告について」と題して、長崎県の医療費・介護費が全国の中でも高い状況や健康寿命等の健康課題について説明し、委員の皆様のご意見をいただきました。

主な意見は次のとおりですが、これらの意見を参考にして、より適切な運営に努めて参ります。以下、主な意見及び委員名簿を掲載いたしております。

4ページをお開きください。

5、設立10周年記念式典・講演会の開催についてでございます。

平成29年1月31日、本広域連合の設立10周年を迎えたことから、今後より一層広域連合の安定した運営を図るため、被保険者の健康増進を図り、医療費適正化に取り組む決意を表明する目的で、「設立10周年記念式典・講演会」を開催いたしました。

当日は、厚生労働省保険局の泉高齢者医療課長、長崎県知事、長崎県議会議長及び三師

会（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会）にご臨席いただき、本広域連合からは、広域連合議会西副議長、県内市町長及び市町担当部課長にもご出席いただきました。

講演者からは、泉高齢者医療課長から、国の制度改正の状況や糖尿病の重症化予防が医療費適正化の大きな柱の一つであること、山崎医療専門監からは、糖尿病対策が必要であること、糖尿病の重症化予防対策に県下一丸となって早急に取り組む必要があるという講演をいただきました。

式典の最後には、職員代表が、10年後においても被保険者の皆様が安心して医療を受けられる広域連合とすることを力強く宣誓し、式典を終了しました。経過等の報告は以上でございます。

### ○議長（野口達也君）

ただいまの経過報告につきましては、ご了承をお願いいたします。

次に、日程7「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

### ○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第1号、「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。白い表紙の議案書は1ページから8ページまで、緑色の表紙の説明資料は1ページから9ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料2ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、育児休業等の対象となる子の範囲が見直されたこと、介護時間が新設されたこと等に伴い、広域連合職員についても同様の措置を講じようとするものでございます。

具体的には、主な内容の欄に記載のとおり、まず、勤務時間、休暇等に関する条例においては、介護休暇の取得期間について通算して6月の範囲内で3つの期間に分割して取得可能とすることと、1日につき2時間の範囲内で取得できる介護時間を新設しようとするものでございます。

また育児休業条例においては、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組監護期間中の子及び養子縁組里親制度に係る子を加えようとするものでございます。

なお、条例の新旧対照表を3ページから9ページまで掲載しておりますのでご参照ください。

議案第1号の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。

なければ、これをもって「議案第1号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。討論はございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第1号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第2号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。白い表紙の議案書は9ページから14ページまで、緑色の表紙の説明資料は11ページから28ページまででございます。

緑色の表紙の説明資料12ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の均等割軽減判定に用いる額を改定するとともに、低所得者等に対する保険料軽減特例措置が見直されたこと等に伴い、必要な事項を定めようとするものでございます。

具体的には、主な内容欄をご覧ください。まず、政令改正に伴う均等割軽減判定に用いる額の改定につきましては、均等割5割軽減及び2割軽減を受けている被保険者が物価上

昇の影響により軽減対象から外れないようにするため、所得基準額を引き上げようとするもので、5割軽減については5,000円引き上げ、27万円に、2割軽減については1万円引き上げ、49万円にするものでございます。

次に、低所得者等に対する保険料軽減特例措置の見直しでございますが、制度が発足した平成20年度以降、毎年度、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置につきましては、全国協議会を通じて継続を要望してまいりましたが、平成29年度から段階的に縮小、廃止されることが決定されました。

説明資料の25ページをお開きください。

ここに国における見直しの考え方が示されており、一番上の趣旨に記載のとおり、今後高齢者の増加に伴い、多額の予算措置が必要になることが見込まれる中、制度の持続性を高める観点から見直されることとなったものでございます。

具体的な内容の見直しにつきましては、次の26ページをお開きください。

ページの中程の左側に所得割・均等割の軽減と記載された図がございます。

これが低所得者に対する軽減特例でございます。

現行では、まず、図の上の方に三角形で囲まれた部分がありますが、これが所得割の軽減で、5割軽減が実施されております。

この5割軽減を、右側の図のとおり、平成29年度においては2割軽減へと縮小し、平成30年度以降は、軽減特例は廃止されることとなっております。

また、図の下の方が均等割の軽減で、本来の制度は、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減となっておりますが、7割軽減対象者について、軽減割合を拡大し、9割軽減又は8.5割軽減が特例措置として実施されております。

この均等割、9割軽減、8.5割軽減については、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と併せて見直すこととされ、当分の間、継続されることとなっております。

次に一番下の図が元被扶養者に対する軽減でございます。

まず、図の上の方に記載のとおり、所得割については、現在賦課されておらず、賦課開始時期を引き続き検討をすることとされており、平成29年度においては、現行どおり賦課しないこととなっております。

図の下の方が均等割の軽減でございます。

本来の制度は、資格取得後2年間に限り5割軽減するものでございますが、現行は、軽減割合を拡大し、9割軽減とし、かつ、資格取得後2年間に限らず、無期限に軽減特例の対象となっております。

今回の見直しでは、右側の図のとおり、まず、平成29年度においては、9割軽減を7割軽減へと縮小し、平成30年度においては更に5割軽減へと縮小されます。平成31年度以降は、軽減特例措置は廃止され、本来の制度である資格取得後2年間に限り

5割軽減とされることとなっております。

次に27ページをご覧ください。

ここに今回の軽減特例見直しによる影響について、平成29年度における市町ごとの対象者数及び影響額を記載しております。

まず、左の表が元被扶養者の均等割軽減の見直しに係るものでございます。

市町名の欄のすぐ右側の低所得者に対する9割軽減に該当する方と記載している欄につきましては、元被扶養者に対する軽減が縮小されても、引き続き低所得者に対する9割軽減に該当をするため、平成29年度においても、平成28年度と同額の4,600円と変更がない被保険者で、合計で8,285人と見込んでおります。

その右側の欄は、同じく低所得者の8.5割軽減に該当する被保険者で、2,400円増の7,000円となる方が合計で4,892人でございます。

その次の欄は、低所得者に対する9割軽減、8.5割軽減に該当せず、今回の見直しの7割軽減が適用され、9,400円増の1万4,000円となる方で、9,615人となっております。

これら7,000円又は1万4,000円と保険料が増額となる方の合計は、1万4,507人で、約1億200万円の保険料の負担増となっております。

次に、その右側の表が低所得者に対する所得割軽減の見直しの影響でございます。軽減割合が5割から2割に縮小されるため、所得割額が1.6倍となる被保険者は、合計で20,856人、約1億5,600万円の増と見込んでおります。

次に、28ページをお開きください。

今回の見直しに係る周知・広報でございます。

今回の保険料軽減特例の見直しにつきましては、先程ご説明いたしましたとおり、本広域連合の被保険者の約3万5,000人の方が保険料の負担増となり、影響が大きいため、ご理解をいただくよう、市町等と協力して丁寧な周知・広報を行いたいと考えております。

まず(1)住民に対する広報といたしまして、国がホームページや新聞広告等により広報を開始する4月の時期に合わせまして、広域連合及び市町のホームページに掲載するとともに、県及び市町の広報紙への掲載をお願いしております。

また、厚生労働省からポスター及びリーフレットが配布されることとなっておりますので、窓口等で活用することといたしております。

次に、(2)被保険者への周知といたしまして、まず5月に、広域連合から全被保険者にリーフレットを郵送したいと考えております。

このリーフレットには、平成29年度に見直されることとなっております高額療養費及び入院時生活療養費の内容についても、併せて掲載する予定でございます。

また、このリーフレットを郵送する際、平成29年度の保険料が7,000円又は1万4,000円に増額となる元被扶養者に対し保険料増額のお知らせを同封することといた

しております。

更に、7月に発送する平成29年度保険料決定通知書にリーフレットを同封し、全被保険者に改めて周知を図りたいと考えております。

なお、これら周知に要する経費については、後ほどご審議いただく平成29年度の特別会計予算に計上しておりますので、よろしくお願いたします。

最後に説明資料の14ページから24ページまでに条例の新旧対照表を掲載しておりますのでご参照ください。

議案第2号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しく下さい。

19番、西田議員。

○19番（西田京子君）

グリーンの表紙の12ページの金額を5,000円上げるって、その5,000円は結局、物価は上昇の影響で軽減対象から外れないように引き上げるっていうことですが、その5,000円の根拠というのは、どうなっていますか。

○議長（野口達也君）

保険管理課長。

○保険管理課長（中村浩樹君）

はい、今の西田議員の質問にお答えいたします。国の方では消費者物価指数が1.2パーセント上昇をするということが発表されております。それに基づきまして賃上げが予想されるということで、それに基づいて5,000円っていうのを国の方で判定して出しているというふうに確認しております。以上です。

○議長（野口達也君）

よろしいですか。

○19番（西田京子君）

はい。もう一点いいですか。

○議長（野口達也君）

19番、西田議員。

○19番（西田京子君）

それじゃあ、次の13ページですけれども、今でもこの保険料の滞納者がいらっしゃるわけですよね。保険料を滞納する方も増えるのじゃないのかなというふうに私、予測してるんですけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（野口達也君）

保険管理課長。

○保険管理課長（中村浩樹君）

はい、お答えいたします。今回の影響額における滞納見込数は、平成29年度分で約2割。普通徴収になるだろうと考えております。

そのうち約90万円が滞納になる見込みであると考えております。これにつきましては、全体の保険料に関しましては、全体の0.007パーセントということで、現在の収納率の範囲で対応、吸収できるということで大きな影響はないと考えております。その普通徴収者を約4,500人ぐらい程度というふうに考えております。以上です。

○議長（野口達也君）

ほかにございませつか。

なければ、これをもって「議案第2号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

19番、西田議員。

○19番（西田京子君）

私は、この議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論をいたします。

条例改正の一つは、経済動向等を踏まえ物価上昇の影響により軽減対象から外れないように保険料軽減対象者の所得基準額を引き上げるもので、この点については反対するものではありません。

もう一点、保険料軽減特例措置の見直しについてです。後期高齢者医療を導入した際、国民の怒りに追い詰められて設けられた低所得者に対する保険料の特例軽減を打ち切るというもので、所得割軽減の影響で増額になる対象者は、20,856人。増額影響額は

1億5,612万1,874円。元被扶養者に係る均等割軽減の影響で2,400円増額になる対象者は4,892人。9,400円増額になる対象者は9,615人で、合わせて1万4,507人になります。増額影響額が合計1億212万1,800円となっております。これは、平成29年度における影響であり、平成30年度、31年度には段階的に見直される負担は更に増えます。高齢者にとって大きな負担増となる条例改正は認めることができません。

よって議案第2号に反対の討論といたします。

#### ○議長（野口達也君）

ほかにございませんか。

2番、西議員

#### ○2番（西日出海君）

ただいま議題となっております議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、賛成の立場から意見を申し上げます。保険料軽減特例措置につきましては、広域連合議会といたしましても、できれば現行制度の維持が望ましいものとして昨年、議長において要望書を提出していただいたところですが、今回、国においては制度の持続性を高めるためと、大きな観点から見直しが決定的なものであり、被保険者に配慮した激変緩和も講じられることから、やむを得ないものと考えます。

しかしながら、見直しによる負担増は被保険者の生活に少なからず影響を及ぼすものであり、かつ、対象者も多いため、被保険者の理解が得られるよう、説明があった周知・広報を確実に実施するとともに、状況に応じて市や町と連携のうえ、丁寧な対応に努めること。今後も医療費の伸びが見込める中、平成30年度以降の保険料率改定に当たっては、低所得者に配慮し、剰余金等を積極的に活用して保険料率上昇の抑制を図ること。以上2点について強く要望をし、賛成討論といたします。

#### ○議長（野口達也君）

ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第2号」を原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

## ○議長（野口達也君）

起立多数であります。

よって、「議案第2号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程9「議案第3号及び議案第4号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

## ○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第3号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第4号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について一括してご説明いたします。

まず、白い表紙の定例会議案書17ページをお開きください。一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1,544万2,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2億3,289万5,000円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、18ページ及び19ページに記載のとおりでございます。

次に、33ページをお開きください。特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ61億5,707万6,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2,259億2,999万円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、34ページ及び35ページに記載のとおりでございます。

補正の主な項目について、緑色の説明資料によりご説明いたします。説明資料の30ページから35ページまでが見積総括表でございしますが、本日は補正予算概要図によりご説明いたします。説明資料の36ページ、37ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、平成27年度の決算剰余金と平成28年度の歳出不用見込額等の整理を行うものでございます。

上の図が一般会計でございます。

平成27年度の決算剰余金1,544万2,000円を7款繰越金として歳入に受け入れ、平成28年度の派遣職員人件費負担金の不用見込額500万円を減額し、合わせて2,044万2,000円を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、下の図が特別会計でございます。

まず、平成27年度の決算剰余金73億3,793万4,000円を8款繰越金として歳入に受け入れます。

この繰越金の中には、国、県及び支払基金に対して、精算返還を要する51億3,105万円が含まれております。このうち支払基金への精算返還は、平成28年度中に受け入れる交付金との間で相殺処理を行います。国及び県への平成27年度分の精算返還は、37ページに矢印が伸びておりますとおり、歳出8款諸支出金として39億4,249万2,000円を予算計上し、返還することとなります。

36ページにお戻りいただきまして、8款繰越金のうち、要精算額を除いた純剰余額22億688万4,000円は、事務費相当分4,241万4,000円と、保険給付費相当分21億6,447万円であり、平成29年度以降の財源に充てるため、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

同時に36ページ10款諸収入の預金利子1,000万円と37ページの下の方の右端の囲みに記載の1款総務費のうち不用が見込まれるレセプト点検事業費、訪問指導事業費、医療費通知事業費及び5款その他健康保持増進費、合わせて1,920万円を減額し、翌年度以降の財源に充てるため、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に38ページをお開きください。予算配分等の見直しにより整理でございます。ア、イの2項目からなっております。いずれも特別会計に関するものでございます。

まず、アは、入札差金の発生等に伴う国庫補助金の減額でございます。

歳入2款国庫支出金医療費適正化等推進事業費補助金について、補助対象経費である1款総務費訪問指導事業費に入札差金が生じたことから、その対象経費の2分の1にあたる230万円を減額するものでございます。

次に、イは、歳出の増減でございますが、不足が見込まれる1款医療費通知事業費、4款特別高額医療費共同事業拠出金を増額補正し、見込みが下回ったことによります2款療養給付費、5款その他健康保持増進費の役務費及び委託料を減額しております。

議案第3号及び議案第4号の説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所ページをお示しく下さい。

【「なし」と言う者あり】

#### ○議長（野口達也君）

なければ、これをもって「議案第3号及び議案第4号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに、順次、討論・採決を行います。

まず、議案第3号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。討論ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第3号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、「議案第3号」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第4号」を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、「議案第4号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程10「議案第5号及び議案第6号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第5号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について一括してご説明いたします。

まず、議案第5号、一般会計予算についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書51ページをお開きください。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億1,857万3,000円とするものでございます。また、第3条に記載のとおり、一時借入金の限度額は、500万円といたしております。

詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

説明資料の40ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の市町負担金は、前年度に比べ1,254万4,000円増の1億9,812万円を計上いたしております。これは広域連合の人件費、事務費等に対する共通経費負担金でございます。

次に6款2項1目の財政調整基金繰入金2,044万2,000円につきましては、先程可決いただきました議案第3号の補正予算に基づき積み立てた全額を取り崩すものでございます。決算剰余金等を積み立てた財政調整基金からの繰入金が前年度に比べ、1,142万4,000円の減となったため、先程の1款1項1目、市町負担金を増額させていただいております。

以上、歳入総額は、前年度に比べ112万円増の2億1,857万3,000円でございます。

次に、歳出でございますが、41ページをご覧ください。

1款議会費は、228万2,000円で、定例会2回、全員協議会1回分の報酬、旅費等を計上いたしております。

次に、2款総務費は、2億1,412万5,000円を計上しております。主なものは、1項1目の一般管理費で、広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当等や、一旦、派遣元で支給いただいた給料・手当について、後に広域連合が負担する派遣職員の人件費負担金、事務室の借上料などがございます。そのほか、2目運営委員会費、3目幹事会費、2項1目選挙管理委員会費、3項1目の監査委員費に、それぞれ会議の開催に係る経費を計上いたしております。

以上、歳出合計は、前年度に比べ112万円増の2億1,857万3,000円でございます。

以上が、平成29年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第6号、特別会計予算についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書79ページをお開きください。

特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、2,234億6,758万5,000円とするものでございます。また、第2条に記載のとおり、一時借入金限度額は50億円としております。

詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

説明資料の44ページ及び45ページをお開きください。

歳入の総括表を記載しておりますが、45ページの一番下の歳入合計は、前年度に比べ、37億958万2,000円。1.69%増の2,234億6,758万5,000円でございます。

46ページ、47ページをお開きください。

歳出合計につきましても、歳入と同額を計上いたしております。

増の主な要因は、被保険者数及び一人当たり医療費の伸びにより保険給付費の増加が見込まれることによるものでございます。

次に、48ページをお開きください。

これは歳入歳出予算を円グラフで表したものでございます。下の歳出の円グラフをご覧ください。

歳出総額のうち、99.19%を保険給付費が占めております。上の方の歳入のグラフは、左側に記載の支払基金交付金が40.04%でございます。これは、支払基金が、国保・健保等の保険者から徴収する後期高齢者支援金を財源とし、広域連合に交付される、いわゆる、現役世代の負担でございます。それから国庫支出金が35.32%、県支出金が8.33%、市町支出金が15.17%で、そのうち保険料負担金は、制度の趣旨から言いますと約10%となりますが、保険料の軽減等に係る国からの補填等がございますので、実質的には5.16%となっております。

49ページは、財源の流れについて、まとめたものを掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

それでは歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。

50ページ、51ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款市町支出金の1項1目事務費負担金は、2億5,095万6,000円でございます。これは、保険給付に係る各種事務費を各市町に負担いただくものでございます。

次に、2目保険料等負担金は、158億4,541万6,000円でございます。前年度に比べ5億9,901万2,000円の増となっておりますが、これは被保険者数の増及び保険料軽減特例の見直しによるものでございます。

3目療養給付費負担金は、178億1,766万8,000円でございます。これは保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

次に、52ページ、53ページをお開きください。

2款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は、534億5,300万3,000円で、負担対象額の12分の3とされている国の定率負担分でございます。

2目高額医療費負担金は、7億9,927万4,000円で、レセプト1件あたり80万円を超える医療費について、この超える額のうち、保険料等で賄うべき部分について、4分の1を国が負担するものでございます。

次に2項1目調整交付金は、235億2,655万8,000円で、このうち右の53ページの説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金が173億7,071万7,000円、特別な場合に交付される特別調整交付金が61億5,584万1,000円で

ございます。この特別調整交付金において、議案第2号でご説明いたしました保険料軽減特例の見直しを周知するためのリーフレットの配布に要する経費3,075万6,000円に対して、その全額が交付されることとなっております。

2目医療費適正化等推進事業費補助金は、訪問指導事業等に係る事業費補助金で、3,239万4,000円でございます。

3目健康診査事業費補助金は、検診事業に係る国庫補助で2,220万9,000円でございます。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特定交付金は、保険料軽減特例措置を実施するために交付されるもので、軽減特例の見直しにより前年度に比べ、2億4,820万7,000円減の10億8,173万8,000円を計上しております。

6目特別高額医療費共同事業費補助金は、特別高額医療費共同事業拠出金に対する国庫補助でございます。

次に54ページ、55ページをお開きください。

3款県支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は、178億1,766万8,000円で、これは、保険給付費に係る県の定率負担分で、市町と同様、12分の1の負担割合でございます。

2目高額医療費負担金は、国と同額の7億9,927万4,000円でございます。

4款支払基金交付金は、894億9,382万6,000円で、国保・健保等現役世代が加入している医療保険者が負担するものでございます。

次に56ページ、57ページをお開きください。

5款特別高額医療費共同事業交付金、3,599万5,000円は、広域連合の財政リスク緩和のための交付金で、国保中央会の共同事業により交付されるものでございます。

7款繰入金は、2項1目財政調整基金繰入金で、先程可決いただきました議案第4号の補正予算に基づき積み立てた22億3,608万4,000円の全額を取り崩し、繰り入れるものでございます。

次に10款諸収入ですが58ページ、59ページをお開きください。

主なものといたしましては、3項4目第三者納付金2億3,637万9,000円で、第三者に対する医療給付費の賠償金請求に伴う納付金でございます。

以上、歳入総額は、表の一番下に記載のとおり、2,234億6,758万5,000円でございます。

次に60ページ、61ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、4億510万7,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、1項1目一般管理費が、2億4,074万8,000円で、電算処理や各種給付費の支給決定通知の作成料、郵送料など保険給付に係る事務経費を計上いたしております。

す。このうち61ページの一番下の19節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄の下から2段目の中間サーバー負担金2,042万7,000円は、マイナンバーの関係機関との情報連携が本年7月から開始されることに伴い設置される中間サーバーの運用等に要する経費に対する保険者負担分で、平成29年度から新たに発生する費用負担でございます。次に62ページ、63ページをお開きください。

2項医療費適正化事業費は、1億6,435万9,000円を計上しております。その内訳は、1目レセプト点検事業費3,673万4,000円、2目訪問指導事業費1,576万円、3目普及啓発事業費は、3,406万7,000円で、このうち保険料軽減特例の見直しに係る周知・広報の経費は、3,075万6,000円でございます。以下、4目懇話会費43万5,000円。1枚おめくりいただいて64ページ、65ページの5目医療費通知事業費6,304万4,000円、6目第三者行為求償事業費1,431万9,000円を計上しております。

次に、2款保険給付費は2,216億5,211万円を計上いたしております。対前年度比1.53%、33億4,451万7,000円の増でございます。主なものといたしましては、1項1目療養給付費2,111億5,291万2,000円で、右の説明欄に記載のとおり、入院や外来等の医療の給付費でございます。以下、2目訪問看護療養費6億539万7,000円、4目移送費279万8,000円、5目審査支払手数料5億655万2,000円をそれぞれ計上いたしております。審査支払手数料の単価は、前年度と同額ですが、審査件数の増加を見込んでおり、予算は増額いたしております。

次に、66ページ、67ページをお開きください。

2項高額療養諸費は91億2,445万円。3項その他医療給付費は葬祭費でございますが、2億6,000万円を計上いたしております。

次に、3款県財政安定化基金拠出金は、8,901万5,000円を計上いたしております。これは県に設置しております財政安定化基金に係る広域連合の負担分を県へ拠出するものでございます。

次に、4款1項1目の特別高額医療費共同事業拠出金、3,599万5,000円で、内容は説明欄のとおりでございますが、歳入5款特別高額医療費共同事業交付金と同額を計上いたしております。

68ページ、69ページをお開きください。

次に、5款保健事業費は4億4,809万3,000円を計上いたしております。1項1目健康診査費は3億1,677万4,000円で、その主なものは、各市町への健康診査事業委託料でございます。2目その他健康保持増進費は、1億3,131万9,000円で、次の70ページ、71ページに渡りますが、主なものといたしましては、口腔ケア事業、はり・きゅう施術助成事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、多量服薬モデル訪問事業、低栄養防止モデル事業などに係る経費でございます。

72ページ、73ページをお開きください。

次に、8款諸支出金は、2,333万8,000円、9款予備費は、8億1,379万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上、歳出総額は2,234億6,758万5,000円でございます。

以上が、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算でございます。

なお、74ページから82ページまでに、参考資料を添付いたしております。

まず、74ページから77ページまでは、一般会計及び特別会計の事務費負担金について、市町別に記載しております。

78ページ、79ページには、保険料等負担金について、80ページ、81ページには、療養給付費負担金について、それぞれ、市町別の一覧表を掲載しております。

また、82ページには、本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第5号及び議案第6号の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。ございませんか。

19番、西田議員。

#### ○19番（西田京子君）

グリーンの表紙の71ページです。これは保健事業費です。その中の13節委託料、口腔ケア事業業務委託料について質問をいたします。これは県下全域で行われている事業だと思うんですけども、各自治体に対しては、どのような呼び掛けをされているのか。また、その成果。そして、この予算の立て方とか、そこら辺の根拠をお尋ねいたします。

そして、この成果についてお尋ねしたうえで、今後の対応策をお尋ねいたします。

#### ○議長（野口達也君）

事業課長。

#### ○事業課長（藤山誠治君）

事業課長の藤山でございます。口腔ケア事業についてご説明いたします。

口腔ケアにつきましては、このようなカラーのチラシ、リーフレット、それからポスターを作っております。県下の21市町などにお配りしまして、窓口での広報などをお願いしております。

29年度見込みを1,300人としておるところですが、データヘルス計画で年次的に計画を立てておりました、29年度は1,200人という計画にしておりましたが、最近の伸び方からして1,300人ほどの見込みをできるのではないかとということで、今回は1,300人の予算をお願いしております。

成果についてお尋ねがありましたが、毎年この事業を受けられる方は少なく、なかなか率が上がらないのかなという気はしておりますが、これを受けることによりましてお口の健康を、口の中の細菌の増殖を防ぎまして口内炎や肺炎の予防をして、更に食事がおいしくなるということ。それから全身の健康に繋がるというように言われておりますので、特に数字でこれだけというようなことはお示しできませんが、受けられた方については、健康に繋がる事業になっているものと思います。以上です。

○議長（野口達也君）

ほかにございませぬか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって「議案第5号及び議案第6号」に対する質疑を終結いたします。これより、議案ごとに、順次、討論・採決を行います。

まず、議案第5号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第5号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませぬか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

19番、西田議員。

○19番（西田京子君）

議案第6号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

に、私は反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を、それまで加入していた公的医療保険から無理やり切り離し、別立ての医療保険に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける、世界でも例のない高齢者いじめの仕組みだと、私たちはいつも主張をしております。

平成29年度から低所得者ら916万人を対象にした保険料軽減特例を強行廃止しようとしております。段階的に保険料が上がります。平成29年度は、均等割額が増額になる対象者が、県内では1万4,507人。所得割額が増額になる対象者は、県内で2万856人となっております。今でさえ保険料滞納者があり、平成28年5月1日時点で、短期保険者証が484件発行され、また平成27年度中に差押えが306件あった。とても深刻だと思います。今後、高齢者の厳しい生活実態に比例して滞納者も増加し、人権無視の差押え件数も増加することが予想され、本予算を認めることはできません。

高齢者に冷たい現行制度の弊害を少しでも軽減するには、高齢者の実態把握に努め、保険料軽減などの取組が必要となります。

また、病気の早期発見、早期治療は病気の重症化を防ぐことになり、更には医療費削減にも繋がります。健康診査の受診率向上など、健康保持増進の充実を求めたいと思います。

被保険者と医療給付費が増えれば増えるほど、保険料に跳ね返ってくる後期高齢者医療制度は、きっぱりと廃止することを求め反対討論といたします。

#### ○議長（野口達也君）

ほかにございませんか。

1番、中山議員。

#### ○1番（中山正和君）

議案第6号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、賛成の立場で意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、後期高齢者の医療を安定的に支え、平成20年の制度発足から間もなく9年が経過しようとしており、安定した財政運営がなされているものと認識しております。

この予算案は、保険料を軽減特例の見直しを折り込んだものとなっておりますが、被保険者の増加や一人当たりの医療費が増加していく状況では、制度の安定的な運営のためには、やむを得ないものかと考えております。

今後10年程度の中長期的展望を持って、当広域連合の被保険者が安心して医療が受けられるよう財政の安定化と医療費適正化対策や、被保険者の健康増進を更に推進されることを要望いたしまして、この後期高齢者医療特別会計予算について賛成といたします。

○議長（野口達也君）

それでは、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第6号」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（野口達也君）

起立多数であります。

よって、「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程11「議案第7号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大串昌之君）

ただいま上程されました議案第7号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料84ページをお開きください。

趣旨及び主な内容の欄に記載のとおり、長崎縣市町村総合事務組合の構成団体である南高北部環境衛生組合が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、総合事務組合の規約を変更する必要がありますが、この変更に当たっては、構成団体の議会の議決が必要ですので、提案したものでございます。

議案第7号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって「議案第7号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第7号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第7号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、「議案第7号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程12「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、現在の委員の任期が2月17日をもって満了したことから、新たに委員を選任するものであります。

委員の選任に当たり、定数を8名といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の定数は8名と決定いたしました。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定より、議長において指名いたします。

議会運営委員に、長崎市選出 林広文議員、佐世保市選出 北野正徳議員、大村市選出 城幸太郎議員、平戸市選出 山内政夫議員、南島原市選出 黒岩英雄議員、時津町選出 山上広信議員、東彼杵町選出 後城一雄議員、小値賀町選出 立石隆教議員、以上のとおり指名いたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選を行うため、暫時休憩い

たします。

議会運営委員は直ちに開会をお願いいたします。

＝ 休憩 午後２時１０分 ＝

~~~~~

＝ 再開 午後２時１６分 ＝

○議長（野口達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に議会運営委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長 林広文議員、副委員長 立石隆教議員、以上であります。

次に、日程１３「議会運営について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

付託事件といたしまして、議会閉会中の議会運営委員会に、「議会運営について」を付託することにいたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、議会閉会中の議会運営委員会に、「議会運営について」を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今定例会における議決事件について、その条項、字句、その他、整理を要するものにつきましては、議会会議規則第４０条の規定により、その整理を議長に委任されたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議ないと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたし

ました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これにて閉会します。

みなさん、お疲れさまでした。

= 閉会 午後2時17分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 野 口 達 也

署名議員 立 石 隆 教

署名議員 兵 頭 栄

